

心の健康相談事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「保健所及び市町村における精神保健福祉業務について」(平成12年3月31日付け障第251号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)に基づき、市民の心の健康の保持・増進をはじめ、精神障がい者その他適応障がい者等の早期発見・早期治療、社会復帰と社会参加の促進を図るため、嘱託医等による面接相談を行う心の健康相談事業(以下「本事業」という。)の実施について定める。

(対象)

第2条 本事業の対象は、函館市に居住する市民とする。

(事業内容)

第3条 本事業の内容は、医師による本人、または家族、関係者との面接相談とする。

(定員)

第4条 本事業の定員は、1相談日につき2組までの相談とする。

(実施日時)

第5条 本事業は、毎月第2木曜日(その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときを除く、以下本条において同じ。)の午後1時から3時までの間に実施する。ただし、必要に応じて業務時間を変更することができる。

(実施場所)

第6条 本事業は、函館市総合保健センター2階心理検査室で行うこととする。

(従事者)

第7条 本事業に従事する者は嘱託医および障がい保健福祉課担当者とする。

(費用)

第8条 相談費用は無料とする。

(その他)

第9条 市および嘱託医は、相談者について必要に応じて病院等関係機関との連携に努めることとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。